

南島原市職員の懲戒処分について

南島原市職員の収賄に関しまして、1月31日の長崎地方裁判所での初公判の内容を受けまして、林田昭義（人事課付参事）を本日付で懲戒免職といたしました。

今回、本市職員が公務の信用を著しく失墜させる収賄容疑で逮捕、起訴され、初公判においても起訴内容を認めるという事件が発生し、市政に対する信頼を裏切り、大きく傷つけることとなりましたことは、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

職員に対しましては綱紀粛正を求めているにもかかわらず、今回の事件が発生したことは誠に遺憾であり痛恨の極みと言わざるをえません。

今後は職員一人ひとりが更に気を引き締め、公務員としての自覚、法令等の遵守の徹底は勿論のこと、市民皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう全力で取り組んでまいります。

なお、この懲戒処分に伴いまして、市長及び副市長の給料の減給に関する条例を、次回開催される議会定例会に提出するよう準備を進めておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

市民皆様に対して、改めて深くお詫び申し上げます。

令和6年2月2日

南島原市長 松本 政博